

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年4月16日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「なら・図書館に集う会の設立時会員が会費を納入したことを示す文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年4月28日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

- ・なら・図書館に集う会が開設した預金口座通帳のうち、表紙及び平成28年12月1日から平成29年3月23日までの入出金明細

##### （2）開示しない部分

- ア 一部の会員の従業員氏名
- イ 口座情報（金融機関名、店番、預金種別及び口座番号）がわかる記述

##### （3）開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ 条例第7条第3号に該当  
団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示とした「一部の会員の従業員の氏名」（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象となっていない。

#### 4 諮問

平成29年8月29日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

不開示の一部の会員の従業員氏名を開示せよとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

不開示にする情報に該当しない。

##### (2) 意見書

不開示部分の一つは一部の会員の従業員氏名とあり、担当者に確認すると、これは特定法人の職員の氏名であるとの教示を得た。

当該職員は2016年3月21日開催の奈良県立図書館十周年記念経営者トークの司会であり、チラシにも経歴、顔写真を含めて氏名は広く公開された。このチラシは図書館ホームページにアップされ、開示決定後の2017年7月30日においても継続して閲覧できる状態であった。

また、当該職員はなら・図書館に集う会の第1期会員であり、平成28年11月24日に開催された設立総会で常任理事に指名され、その氏名は図書館のホームページにおいて「なら・図書館に集う会」設立総会概要報告中「3（4）なら・図書館に集う会第1期役員について」で広く公開された。

更に、当該職員は各社で社外取締役等をつとめており、特定法人の職員として開示決定時点でその氏名は広く公開されている。

不開示の氏名は個人識別情報であるが、実施機関が作成し公表を目的としたチラシやホームページ上で情報提供している情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解され、条例第7条第2号ただし書アに当たる。

以上の理由により、不開示の一部の会員の従業員氏名は開示すべきと考える。

なお、設立時会員は28名であり、納入記録は27人分であるから、うち1名は見当たらず、不開示理由を明示すべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明書

##### (1) 本件行政文書について

なら・図書館に集う会（以下「集う会」という。）は、実施機関の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援するために設立された私的な任意団体であり、実施機関の事業に対する支援活動、講座やイベント等の事業活動等を実施している。

集う会では、法人、個人を問わず、会費を支払うことにより会員になることができるが、本会設立時には個人の会員は存在せず、法人の会員28団体で構成されていた。

集う会の事務については、なら・図書館に集う会会則第15条に基づき、実施機関が事務局を担っており、事務局は実施機関の職員及び法人会員の職員で構成している。

実施機関は事務局を担っているため、集う会に係る文書を保有しており、本件では、集う会の設立時会員が会費を納入したことを示す文書の開示請求を受けたことから、実施機関は、本件行政文書を開示対象文書として特定した。

## （2）条例第7条第2号該当性について

本件行政文書のうち、入出金明細には、出入金の年月日、摘要、振込等を行った者の氏名、出入金の金額及び差引残高が記載されており、このうち、会費の振込を行った一部の会員の従業員の氏名を条例第7条第2号に該当するものとして不開示としている。

同号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

当該従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、当該従業員の氏名は、法人登記に登録することが義務づけられている者等、法令等で公にされることが予定されている情報ではなく、公にする慣行もないことから、本号ただし書アに掲げる情報に該当しない。また、ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報のうち、一部の会員の従業員氏名については、条例第7条第2号に該当すると考える。

## （3）結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

## 2 口頭理由説明

集う会は、法人、個人を問わず、会費を支払うことにより会員となることができるが、集う会設立時には、個人の会員は存在せず、法人の会員28団体で構成されていた。本件行政文書は、本件開示請求時点で実施機関が保有していたものである。

集う会では、法人や団体に係る会費の振り込みについては、法人又は法人を対外的に代表している者の名義で行うように依頼しており、そのいずれかであった場合には、集う会の方針として、当該名義を公にすることとしていたが、実際には法人名義でも対外的に法人を代表している者の名義でもない者からの振り込みが行われていた。本件不開示情報は、当該振込名義人の氏名である。

審査請求人は、意見書において、本件不開示情報は特定法人の特定職員であるという臆測を前提として、当該職員の氏名はなら・図書館に集う会設立総会概要報告（以下「概要報告」という。）及び奈良県立図書情報館十周年記念経営者トーク（以下「トークイベント」という。）のチラシにより公にされていたから、本件不開示情報は開示すべきである旨主張しているが、概要報告に記載されている氏名は、会費の振込者に係るものではなく、集う会の理事に就任する者に係るものである。

また、本会設立前に開催されたトークイベントのチラシには、特定法人の特定職員の職位と氏名が記載されているが、当該法人の当該職位の職員が1人に限られているということは確認できず、また、集う会の理事であるか否かや本件不開示情報と同一であることを示す情報はチラシには記載していない。

以上のことから、原処分は妥当であると考えている。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

集う会は、図書情報館の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援するという趣旨に賛同した法人、団体及び個人が会員となって構成する任意団体である。集う会は、その事業収入及び会員の会費収入をもって運営しており、図書情

報館職員及び法人会員の従業員で事務局を構成している。

本件行政文書は、本件開示請求時点で実施機関が保有していた、集う会が会費の管理のために開設した預金口座通帳の表紙及び平成28年12月1日から平成29年3月23日までの入出金明細であり、当該明細には会費を納入した法人名又は振込者の氏名が記載されている。

### 3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、会費の振り込みを行った法人の従業員の氏名であることから、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

実施機関は、集う会の会員が法人である場合には、法人名義又は対外的に法人を代表する者の名義で行うように、全ての会員に依頼し、そのいずれかで振り込みがされている場合に限り、集う会の方針として、当該名義を公にすることとしていた旨説明している。そして、本件不開示情報に係る法人会員については、当該会員の事情により、対外的に法人を代表する権限を有しない従業員の氏名が記載されていたことから、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当しない旨主張している。

そこで、当審査会が本行政文書を見分したところ、本件行政文書に記載されている27者のうち、26者の名称及び氏名（以下「名称等」という。）について開示されているが、不開示とされている1者の名称等については、法人の名称又は対外的に法人を代表する者の氏名ではないと認められた。

また、審査請求人は、本件不開示情報が、概要報告に記載された状態で県のホームページに掲載されていた旨主張しているが、概要報告に記載されていた氏名は、集う会の理事に就任した者の氏名であつて、これらの者が自らの名義で集う会の会費を振り込むとは限らない。

さらに、審査請求人は、本件不開示情報について、トークイベントのチラシ等に記載されていることから、開示すべき旨主張しているが、トークイベントは、集う会が設立される以前に開催されたものであり、その出演者が集う会の会費を振り込まなければならない事情も認められない。

これらのことから、本件不開示情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

また、集う会の会費を振り込んだ者の名称等は、法令等で公にすることが予定され

ている情報とは認められないことから、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部の法人の従業員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

#### **4 審査請求人の主張について**

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### **5 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 4月 4日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成29年 9月26日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
平成30年10月26日 (第224回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成30年11月28日 (第225回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。
平成30年12月27日 (第226回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成31年 1月31日 (第227回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成31年 2月19日 (第228回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成31年 3月28日 (第229回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 5月31日 (第230回審査会)	・ 答申の取りまとめを行った。
令和 元年 6月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	